平成２１年（フ）第１６７４号
堺市中区新家町548―34、住民票上の住所堺市中区新家町648番地１
債務者　小谷　照美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８２号
堺市北区新金岡町４丁６番24―302号
債務者　大森　妙子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２４号
大阪府大阪狭山市半田５丁目55番地の６、前住所堺市東区引野町３丁72番地１
債務者　ペーパーテックこと　藤山　晴行
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２９号
大阪府松原市東新町４丁目15番12　ミューゼ21―205号室、前住所大阪府八尾市久宝寺４丁目３番41号
債務者　秀虎運送こと　蟻柴　秀明
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５０号
堺市美原区阿弥474番地１、前住所大阪府岸和田市額原町701番地の６
債務者　川内　淳子（旧姓木浦）
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６７号
大阪府高石市綾園３丁目12番33号、住民票上の住所大阪府高石市綾園５丁目７番61号
債務者　坂本ミサ子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９３号
堺市堺区戎之町東１丁１番12―201号室
債務者　金光炯男こと　金　　炯男
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８０６号
大阪府藤井寺市野中１丁目259番地の１　ハートフル野中108号室
債務者　上別府陵一
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１３号
堺市東区白鷺町２丁９番２―１号
債務者　大保　利恵
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２４号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―７―204号
債務者　中原　祥剛
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５４号
堺市堺区戎之町東１丁１番12―201号
債務者　金光ミエこと　洪　　惠蘭
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１３号
堺市北区百舌鳥梅町３丁49番地26　東野テラス103号
債務者　溝内　靖子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
北海道北斗市清水川204番地
債務者　彦野　勝敏
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２１号
北海道茅部郡鹿部町字本別569番地848
債務者　佐藤　正明
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２２号
函館市亀田本町58番11号
債務者　鈴木　愛子
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２４号
函館市日吉町２丁目30番21号
債務者　中村ゆかり
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第８５号
福岡県筑後市大字上北島1000番地　６号
債務者　河野　英幸
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　福岡地方裁判所八女支部